

オープンソース・ソフトウェア等の適正利用に関する特約

業務委託基本契約書（以下「基本契約」という。）に基づく個別契約（基本契約の締結をせずに個別契約のみを締結する場合を含む。）に適用される約定として、以下のとおり特約事項（以下「本特約」という。）を定める。

なお、本特約に基本契約及び個別契約と異なる定めがある場合は、その異なる部分は本特約の定めによるものとする。

（定義）

第 1 条 本特約において使用する次の各号に定める用語の定義は、当該各号の定めるところによる。なお、本特約に定めのない用語の定義は基本契約及び個別契約に定めるところによる。

- (1) 「OSS 等」とは、オープンソース・ソフトウェア、フリーウェア、シェアウェア等の第三者が権利を有するものをいい、これには、ソフトウェア全体、及び機能又は処理等に係るソフトウェアの部品が含まれる。
- (2) 「利用」とは、乙が OSS 等を複製、翻案、翻訳して用いる行為をいう。但し、乙が納入物を作成する過程において OSS 等を用いる場合（本特約第 3 条第 3 項の要件を満たす場合に限る。）を除く。

（目的等）

第 2 条 本特約は、甲の取組方針である OSS 等の積極的な利用に伴い、乙による OSS 等の利用許諾条件の違反や知的財産権の侵害等を未然に防止することを目的として定めるものである。

（OSS 等の利用）

第 3 条 乙は、甲が個別の OSS 等ごとに、その利用を書面により明確に指示又は承諾した場合に限り、その OSS 等を納入物に利用することができるものとする。

2. 乙が OSS 等の利用を希望する場合、甲に対し事前に書面によりその旨を申し出て、その承諾を得るものとする。ただし、当該申し出は、甲が OSS 等の利用の可否を検討するために十分な期間を確保する猶予を設けてなされることを条件とし、当該申し出の期限は別途当事者間で協議のうえ定めるものとする。
3. 乙は、本条第 1 項に基づき OSS 等を利用する場合、甲及び／又は甲の提供先が当該 OSS 等の利用許諾条件の違反や知的財産権の侵害等を問われないよう、適切な措置を講じておくものとする。
4. 乙は、本条第 1 項の甲の指示又は承諾に疑義や懸念等が生じた場合、必要に応じて甲に対し協議を申し入れることができる。

(OSS等のライセンスチェック)

第4条 甲は、納入物について、OSS等の利用の有無、OSS等の利用許諾条件の遵守状況、又は知的財産権の侵害等の確認のため、検査(以下「OSS等のライセンスチェック」という。)を実施することができるものとする。なお、OSS等のライセンスチェックの時期及び方法は甲の裁量とする。

(乙の責任)

第5条 成果物等について、(1)甲の書面による明確な指示又は承諾のない OSS 等の利用が認められる場合、(2)甲が OSS 等の利用を承諾するために必要となる、乙から提示される情報(以下「必要情報」という。)に瑕疵があり甲がその瑕疵を知らずに OSS 等の利用を承諾したと認められる場合、(3)乙からの必要情報の提示がない、若しくは不足していると認められる場合、又は(4)OSS等の利用に関し不備、不足、若しくは不適切な事項があると認められる場合(以下、あわせて「不適切事由」という。)、甲は、次のいずれか又は複数の措置を命じることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 乙の責任と費用負担により成果物等を是正すること(本号にいう「成果物等を是正すること」とは、成果物等の再作製、修補、代替品の納入、又は、不備、不足、若しくは不適切とされる事項の解消等、不適切事由のない状態にすることをいう。)
 - (2) 成果物等の納期を見直すこと。
 - (3) 対価を減額すること。
 - (4) 前条の検査に要した費用を請求すること。
2. 乙が前項各号のいずれか又は複数の措置に応じることにより従前の納期に遅滞する場合、乙は遅滞の責めを免れない。
 3. 不適切事由により甲及び／又は甲の提供先が損害を被り又は第三者から何らかの申立を受けた場合、乙は、自己の責任と費用負担により一切を解決するものとし、甲及び／又は甲の提供先を免責せしめ、かつその損害を賠償するものとする。
 4. 前項の場合において甲及び／又は甲の提供先が本契約の目的を達成することができないとき、甲は、直ちに本契約及び個別契約を解除することができるものとする。

(有効期間)

第6条 本特約の有効期間は、個別契約の発効日から発効し、個別契約に基づく給付完了日から個別契約に定める契約不適合期間を経過するまで(個別契約がその履行内容の全部の完了前に解除又は解約となったときは、その解除又は解約の日から1年を経過するまで)存続するものとする。

2. 前項にかかわらず、本特約第5条第1項、第3項及び第4項の定めは、個別契約における契約不適合期間の満了まで(本契約がその履行内容の全部の完了前に解

除又は解約となったときは、その解除又は解約の日から個別契約の契約不適合期間に相当する日数が経過するまで)の間はなお有効に存続するものとする。

以上

「オープンソース・ソフトウェア等の適正利用に関する特約」に関する解釈事項

本特約に関し、以下のとおり解釈する。なお、本解釈事項は本特約に優先するものとする。

1. 本特約及び本解釈事項は、次の契約に基づく甲と乙の間の取引に関して適用されるものとする。
 - (1) 基本契約に基づく個別契約に係る取引
 - (2) 基本契約を締結していない場合、個別に締結される業務委託契約書に係る取引
 - (3) 「(2)」の業務委託契約書を締結していない場合に別途締結される契約に係る取引
2. 本特約に定める事項は、次の対象物には適用されないものとする。
 - (1) 甲と乙の間で締結済み又は締結予定の「物品売買契約書（同種の契約を含む）」に基づき取引される契約物品に組み込まれているもの若しくは同梱されているもの又は、第三者の提供する製品に含まれる OSS 等（本特約第 1 条（1）に規定するもの。以下同じ。）
 - (2) 甲と乙の間で別途締結される物品購入に関する契約に基づき取引される契約物品に組み込まれているもの若しくは同梱されているもの又は、第三者の提供する製品に含まれる OSS 等
3. 本特約第 1 条（2）に記載した「利用」には、乙が納入物を作成する過程において乙内部のみで OSS 等を利用する場合を除くものと解釈する。
4. 甲は、乙に対して OSS 等の利用を指示する場合、本解釈事項第 9 項に定める必要情報を当該指示の時点で書面にて乙に対して提示するものとする。なお、必要情報に不足がある場合は、乙は甲に対して追加の情報提示を求めることができるものと解釈する。
5. 本特約第 3 条第 2 項については、甲及び乙が別途協議のうえ定める期限を経過しても、甲から OSS 等の利用の可否の検討結果の通知がない場合は、当該期限の満了をもって甲が OSS 等の利用を拒否したものとみなすものと解釈する。
6. 本特約第 3 条第 3 項に定めた「適切な措置」とは、以下に定めるものをいうものと解釈する。
 - (1) 乙から甲へ OSS 等を提供する際、乙が当該 OSS 等の利用許諾条件を遵守した形で提供すること
 - (2) 乙が納入物を作成する過程において乙の内部のみで OSS 等を用いる場合は、当該 OSS 等の利用許諾条件に留意すること
 - (3) 乙は、甲が OSS 等の利用許諾条件を遵守するために、乙による OSS 等の利用

方法（納入物に OSS 等が含まれる場合に限る）に関する説明を甲から求められた場合、合理的な範囲内でこれに回答すること

7. 本特約第 5 条に掲げる不適切事由において、甲、乙いずれの責に帰さざる事由による場合は、甲及び乙の間で別途協議のうえ対応を定めるものと解釈する。
8. 本特約第 5 条第 1 項でいう不適切事由とは以下に定めるものをいうものと解釈する。
 - (1) 甲の書面による明確な指示又は承諾のない OSS 等の利用が認められる場合
 - (2) 乙が利用を希望する OSS 等の利用を甲が承諾するために必要となる、乙から当該承諾を得るために提示された必要情報に瑕疵があり甲がその瑕疵を知らずに OSS 等の利用を承諾したと合理的に判断して認められる場合
ただし、乙が、当該承諾の時点で当該必要情報に瑕疵があることを知ることができなかったと合理的に判断できる理由がある場合は除く
 - (3) 前号に定める甲の承諾を得る時点で、乙からの必要情報の提示がない、若しくは当該承諾のために必要となる情報が不足していると合理的に考えて認められる場合
 - (4) OSS 等の利用許諾条件の遵守に関し、不備、不足、若しくは適切でない事項が認められる場合
9. 本特約第 5 条第 1 項に定める必要情報とは以下に定める情報をいうものと解釈する。
 - (1) OSS 等の利用許諾条件の情報（OSS 等の名称、バージョン、ダウンロード元 URL（入手先）、利用許諾条件の名称（名称がない場合は不要））
なお、甲は、OSS 等の利用を承諾するために上記必要情報以外に必要な情報がある場合は、乙に提示を求めることができる

以上